

埼玉県単位価格等表示規程

昭和五十一年十一月十九日
告示第千五百十四号

改正 平成 八年 五月二八日告示第九一四号

埼玉県単位価格等表示規程を次のように定める。

埼玉県単位価格等表示規程

（趣旨）

第一条 この告示は、埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（平成八年埼玉県条例第五号）第十九条第一項の規定に基づき、商品ごとの単位価格等の表示の基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 商品 別表品目欄に掲げる品目の商品をいう。
- 二 販売価格 一商品の価格に容器の価格を加えて得た当該商品の販売時の金額をいう。
- 三 単位 別表品目欄に掲げる品目の区分に応じた同表単位欄（同表備考を含む。）に掲げる単位をいう。
- 四 単位価格 一商品の販売価格を当該商品の内容量で除して得た有効数字三けた（四けた目を四捨五入して得たもの）に当該商品に係る単位を乗じて得た金額をいう。
- 五 小売業者 消費者に対し、商品を継続し、かつ、反復して販売する事業者（事業者が組織する団体を含む。）をいう。
- 六 対象店舗 次に掲げる店舗をいう。
 - イ 一店舗の面積（小売業等を営むための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。）が五百平方メートル以上の店舗
 - ロ 県内及び県外を通じて五以上の店舗を有する小売業者の店舗であつて、一店舗の面積が三百平方メートル以上の店舗
 - ハ 同一の建物内で営業する特定の小売業者及びこの者と出店契約を締結している小売業者の当該建物内における店舗の面積の合計が五百平方メートル以上である場合における当該店舗

（表示事項）

第三条 小売業者は、対象店舗において商品を販売し、又は販売するために陳列するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示しなければならない。

- 一 消費者の面前において商品の内容量の計量を行つた上、当該商品を販売する場合 次に掲げる事項
 - イ 商品名
 - ロ 単位
 - ハ 単位価格
- 二 消費者の面前以外の場所において商品の内容量の計量を行つた上、当該商品を販売する場合 次に掲げる事項
 - イ 商品名
 - ロ 単位
 - ハ 単位価格
 - ニ 内容量
 - ホ 販売価格

（表示方法）

第四条 前条の規定による表示は、次のいずれかの方法又は次に掲げる二以上の方法を組み合わせた方法によらなければならない。

- 一 一商品ごとに表示事項を記載したラベルを直接はり付け、又は表示事項を直接記載する方法

- 二 商品の陳列だな等に表示事項を記載したラベルをはり付け、又は表示事項を記載したカード等を差し込む方法
- 三 商品の近くに表示事項を記載したカード等を下げ、又は置く方法
- 四 商品の近くに二以上の商品についての表示事項を記載した一覧表を掲げる方法
- 2 前項に規定する方法は、消費者が商品を購入する際の選択に当たって、表示事項を誤認し、又は誤解するおそれがなく、かつ、見やすいものでなければならない。
- (適用除外等)

第五条 二以上の商品を詰め合わせて販売する場合（同一の商品を二以上詰め合わせて販売する場合を除く。）における当該商品については、この告示の規定は適用しない。

- 2 同一の商品を二以上詰め合わせて販売する場合は、この告示の規定の適用については、これらの商品全部を一商品とみなす。

附 則

この告示は、昭和五十二年二月一日から施行する。

附 則（平成八年五月二十八日告示第九百十四号）

この告示は、平成八年五月三十日から施行する。

別表（第二条関係）

	品目	単位
一 加工食品	1 ベーコン	一〇〇グラム
	2 ハム	一〇〇グラム
	3 ソーセージ	一〇〇グラム
	4 粉ミルク	一〇〇グラム
	5 インスタント粉末クリーム	一〇グラム
	6 チーズ	一〇〇グラム
	7 アイスクリーム	一〇ミリリットル
	8 乾めん	一〇〇グラム
	9 マカロニ	一〇〇グラム
	10 スパゲツテイ	一〇〇グラム
	11 ソース	一〇〇ミリリットル
	12 ケチャツプ	一〇〇グラム
	13 マヨネーズ	一〇〇グラム
	14 食酢	一〇〇ミリリットル
	15 化学調味料	一〇グラム
	16 即席カレー	一〇グラム
	17 サラダドレツシソグ	一〇〇グラム
	18 フレンチドレツシング	一〇〇ミリリットル
	19 インスタントコーヒー	一〇グラム
	20 インスタツトココア	一〇グラム
	21 紅茶	一〇グラム
	22 果実飲料	一〇〇ミリリットル
	23 炭酸飲料	一〇〇ミリリットル
	24 食用油	一〇〇グラム
	25 砂糖	一〇〇グラム
	26 はちみつ	一〇〇グラム
	27 ジヤム	一〇〇グラム
	28 小麦粉	一〇〇グラム
	29 パン粉	一〇〇グラム
	30 バター	一〇〇グラム

	31	マーガリン		一〇〇グラム
	32	しょう油		一〇〇ミリリットル
	33	みそ		一〇〇グラム
	34	たらこ		一〇〇グラム
	35	かん詰（食肉加工品及び魚介類加工品に限る。）		一〇〇グラム
	36	乳酸菌飲料		一〇〇ミリリットル
二 生鮮食品	1	精肉		一〇〇グラム
	2	かぼちや		一〇〇グラム
	3	ばれいしよ		一〇〇グラム
	4	にんじん		一〇〇グラム
	5	さつまいも		一〇〇グラム
	6	玉ねぎ		一〇〇グラム
	7	大和いも		一〇〇グラム
	8	里いも		一〇〇グラム
	9	みかん		一〇〇グラム
	10	バナナ		一〇〇グラム
		11	ぶどう	
三 日用品雑貨	1	合成洗剤	液体のもの	一〇ミリリットル
			粉末のもの	一〇〇グラム
	2	石けん	固形のもの	一〇グラム
			粉末のもの	一〇〇グラム
	3	練歯みがき		一〇グラム
	4	シャンプー		一〇ミリリットル
	5	ヘアリンス		一〇ミリリットル
	6	シェイビングクリーム		一〇グラム
	7	ベビーパウダー		一〇グラム
	8	トイレトペーパー		一〇メートル
	9	ティッシュペーパー		一〇枚
	10	ちり紙		一〇枚
	11	糸		一〇グラム
12	塗料		一〇〇グラム	
13	殺虫剤		一〇〇ミリリットル	

備考

- 一 製造業者又は輸入業者が内容量をグラム又はミリリットルで表示している商品に係るその品目に応じた単位については、単位欄中「グラム」とあるのは「ミリリットル」と、「ミリリットル」とあるのは「グラム」と読み替えるものとする。
- 二 単位以下の内容量で販売する商品については、当該商品に係るその品目に応じた単位を十で除して得たものを単位とする。
- 三 単位の十倍以上の内容量で販売する商品については、当該商品に係るその品目に応じた単位に十を乗じて得たもの（千グラムであるときは一キログラムと、千ミリリットルであるときは一リットルと読み替えるものとする。）を単位とする。